

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月 1 日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第56号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保全担保の提供命令書等の様式)</p> <p>第13条の6 施行令第6条の11第1項（<u>施行令第9条の9の4第2項、第9条の9の5第2項、第32条、第32条の2第3項、第32条の3第3項及び第43条の14第4項</u>において準用する場合を含む。）に規定する文書は、第46号様式の3による。</p> <p>2 略</p> <p>(中間納付額等の還付)</p> <p>第14条の3 法人が法第53条第20項<u>又は第72条の28第4項</u>の規定により中間納付額の還付を受けようとする場合において、地方税法施行規則第6号様式の還付請求の欄に還付を受けるべき金額を記載した申告書の提出があった場合には、それぞれ施行令第9条の2又は第25条の規定による請求書の提出があったものとみなす。</p> <p>(法人税に係る確定申告書の提出期限の通知)</p> <p>第20条の2 法第53条第38項若しくは<u>第39項</u>の届出又は<u>同条第40項</u>の通知を受けた県税事務所の長は、<u>同条第41項</u>の規定により、遅滞なく、その届出又は通知に係る申告書の提出期限の延長期間等を第60号様式の2によって関係市町長に通知しなければならない。</p>	<p>(保全担保の提供命令書等の様式)</p> <p>第13条の6 施行令第6条の11第1項（<u>施行令第9条の9の8第2項、第9条の9の9第2項、第32条、第32条の2第3項、第32条の3第3項及び第43条の14第4項</u>において準用する場合を含む。）に規定する文書は、第46号様式の3による。</p> <p>2 略</p> <p>(中間納付額等の還付)</p> <p>第14条の3 法人が法第53条第20項若しくは<u>第72条の28第4項</u>の規定により中間納付額の還付を受けようとする場合<u>又は法第53条第40項の規定により利子割額の還付を受けようとする場合</u>において、地方税法施行規則第6号様式の還付請求の欄に還付を受けるべき金額を記載した申告書の提出があった場合には、それぞれ施行令第9条の2、<u>第9条の9の2</u>又は第25条の規定による請求書の提出があったものとみなす。</p> <p>(法人税に係る確定申告書の提出期限の通知)</p> <p>第20条の2 法第53条第44項若しくは<u>第45項</u>の届出又は<u>同条第46項</u>の通知を受けた県税事務所の長は、<u>同条第47項</u>の規定により、遅滞なく、その届出又は通知に係る申告書の提出期限の延長期間等を第60号様式の2によって関係市町長に通知しなければならない。</p>

第3号様式（その1）（第3条、第14条の2関係）
（還付（充当）通知書の表面）

納付（入）すべき額		年度				期別（事業年度始期）		申告区分		徴収番号（登録番号）	
		税		目		等				金額（円）	
還		納付（入）額（円）		差引金額（円）		還付金発生事由					
付		追加		起算日		日数				金額（円）	
金		付金									
		合		計（ア）							
上（未徴収のうち充当）		年度		期別（事業年度始期）		申告区分		徴収番号（登録番号）		充当先事務所	
		税		目		本・延・加別		充当年月日		金額（円）	
		計		（イ）							
		差引還付額（ア）－（イ）									

支払案内書番号 支私案内書番号 県税等還付（充当）通知書 還付区分
次のとおり過徴納等となった金額を還付します（充当しました）ので通知します。

年 月 日

香川県県税事務所長 印

備考 連結法人の法人税割にあっては、「事業年度始期」とあるのは、「連結事業年度始期」とする。

第3号様式（その1）（第3条、第14条の2関係）
（還付（充当）通知書の表面）

納付（入）すべき額		年度				期別（事業年度始期）		申告区分		徴収番号（登録番号）	
		税		目		等				金額（円）	
還		納付（入）額（円）		差引金額（円）		還付金発生事由					
付		追加		起算日		日数				金額（円）	
金		付金									
		合		計（ア）							
上（未徴収のうち充当）		年度		期別（事業年度始期）		申告区分		徴収番号（登録番号）		充当先事務所	
		税		目		本・延・加別		充当年月日		金額（円）	
		計		（イ）							
		差引還付額（ア）－（イ）									

支払案内書番号 支私案内書番号 県税等還付（充当）通知書 還付区分
次のとおり過徴納等となった金額を還付します（充当しました）ので通知します。

年 月 日

香川県県税事務所長 印

備考 連結法人の法人税割にあっては、「事業年度始期」とあるのは、「連結事業年度始期」とする。

(還付(充当)通知書の裏面)

充当の根拠

表面に記載する還付金(還付加算金がある場合は、還付加算金を含みます。)の充当の根拠は、次のとおりです(「法」とは地方税法をいい、「令」とは地方税法施行令をいいます。)。還付金の発生事由が複数ある場合は、それぞれ充当の根拠が異なります。

法人県民税の還付金の充当

法第53条第20項(法第55条第5項において準用する場合を含む。)、法第53条第32項、法第53条第35項、法第53条第36項、令第9条の4第1項、令第9条の8の2第2項、令第9条の8の3第1項、令第9条の8の6第1項、令第9条の9の2第1項

法人事業税の還付金の充当

法第72条の24の10第3項、法第72条の24の10第7項、法第72条の24の11第4項、法第72条の28第4項(法第72条の41の4第1項又は第2項において準用する場合を含む。)、令第24条の2の2第2項、令第24条の2の3第1項、令第24条の2の6第1項、令第24条の2の8第1項、令第27条第1項

不動産取得税の還付金の充当

法第73条の2第8項(法第73条の27第2項(法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の6第3項又は附則第11条の4第2項若しくは第5項において準用する場合を含む。))又は第73条の27の4第5項(法第73条の27の5第2項又は第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、法第73条の2第9項の規定により適用する法第17条の4第1項

県たばこ税の還付金の充当

法第74条の14第3項、法第74条の14第4項の規定により適用する法第17条の4第1項

自動車取得税の還付金の充当

法第125条第7項(法第126条第2項において準用する場合を含む。)、法附則第52条第5項、法第125条第8項の規定により適用する法第17条の4第1項、法附則第52条第6項の規定により適用する法第17条の4第1項

軽油引取税の還付金の充当

法第144条の30第2項

自動車税の還付金の充当

法附則第54条第5項、法附則第54条第6項の規定により適用する法第17条の4第1項

上記の還付金以外の還付金の充当

法第17条の2第1項、法第17条の4

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

(還付(充当)通知書の裏面)

充当の根拠

表面に記載する還付金(還付加算金がある場合は、還付加算金を含みます。)の充当の根拠は、次のとおりです(「法」とは地方税法をいい、「令」とは地方税法施行令をいいます。)。還付金の発生事由が複数ある場合は、それぞれ充当の根拠が異なります。

法人県民税の還付金の充当

法第53条第20項(法第55条第5項において準用する場合を含む。)、法第53条第35項、法第53条第38項、法第53条第39項、法第53条第40項、法第53条第41項、令第9条の4第1項、令第9条の8の3第2項、令第9条の8の4第1項、令第9条の8の7第1項、令第9条の9の3第1項、令第9条の9の6第1項

法人事業税の還付金の充当

法第72条の24の10第3項、法第72条の24の10第7項、法第72条の24の11第4項、法第72条の28第4項(法第72条の41の4第1項又は第2項において準用する場合を含む。)、令第24条の2の2第2項、令第24条の2の3第1項、令第24条の2の6第1項、令第24条の2の8第1項、令第27条第1項

不動産取得税の還付金の充当

法第73条の2第8項(法第73条の27第2項(法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の6第3項又は附則第11条の4第2項若しくは第5項において準用する場合を含む。))又は第73条の27の4第5項(法第73条の27の5第2項又は第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、法第73条の2第9項の規定により適用する法第17条の4第1項

県たばこ税の還付金の充当

法第74条の14第3項、法第74条の14第4項の規定により適用する法第17条の4第1項

自動車取得税の還付金の充当

法第125条第7項(法第126条第2項において準用する場合を含む。)、法附則第52条第5項、法第125条第8項の規定により適用する法第17条の4第1項、法附則第52条第6項の規定により適用する法第17条の4第1項

軽油引取税の還付金の充当

法第144条の30第2項

自動車税の還付金の充当

法附則第54条第5項、法附則第54条第6項の規定により適用する法第17条の4第1項

上記の還付金以外の還付金の充当

法第17条の2第1項、法第17条の4

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

(還付(充当)通知書の裏面)

充 当 の 根 拠

表面に記載する還付金(還付加算金がある場合は、還付加算金を含みます。)の充当の根拠は、次のとおりです(「法」とは地方税法をいい、「令」とは地方税法施行令をいいます。)。還付金の発生事由が複数ある場合は、それぞれ充当の根拠が異なります。

法人県民税の還付金の充当

法第53条第20項(法第55条第5項において準用する場合を含む。)、法第53条第32項、法第53条第35項、法第53条第36項、令第9条の4第1項、令第9条の8の2第2項、令第9条の8の3第1項、令第9条の8の6第1項、令第9条の9の2第1項

法人事業税の還付金の充当

法第72条の24の10第3項、法第72条の24の10第7項、法第72条の24の11第4項、法第72条の28第4項(法第72条の41の4第1項又は第2項において準用する場合を含む。)、令第24条の2の2第2項、令第24条の2の3第1項、令第24条の2の6第1項、令第24条の2の8第1項、令第27条第1項

不動産取得税の還付金の充当

法第73条の2第8項(法第73条の27第2項(法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の6第3項又は附則第11条の4第2項若しくは第5項において準用する場合を含む。))又は第73条の27の4第5項(法第73条の27の5第2項又は第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、法第73条の2第9項の規定により適用する法第17条の4第1項

県たばこ税の還付金の充当

法第74条の14第3項、法第74条の14第4項の規定により適用する法第17条の4第1項

自動車取得税の還付金の充当

法第125条第7項(法第126条第2項において準用する場合を含む。)、法附則第52条第5項、法第125条第8項の規定により適用する法第17条の4第1項、法附則第52条第6項の規定により適用する法第17条の4第1項

軽油引取税の還付金の充当

法第144条の30第2項

自動車税の還付金の充当

法附則第54条第5項、法附則第54条第6項の規定により適用する法第17条の4第1項

上記の還付金以外の還付金の充当

法第17条の2第1項、法第17条の4

(還付(充当)通知書の裏面)

充 当 の 根 拠

表面に記載する還付金(還付加算金がある場合は、還付加算金を含みます。)の充当の根拠は、次のとおりです(「法」とは地方税法をいい、「令」とは地方税法施行令をいいます。)。還付金の発生事由が複数ある場合は、それぞれ充当の根拠が異なります。

法人県民税の還付金の充当

法第53条第20項(法第55条第5項において準用する場合を含む。)、法第53条第35項、法第53条第38項、法第53条第39項、法第53条第40項、法第53条第41項、令第9条の4第1項、令第9条の8の3第2項、令第9条の8の4第1項、令第9条の8の7第1項、令第9条の9の3第1項、令第9条の9の6第1項

法人事業税の還付金の充当

法第72条の24の10第3項、法第72条の24の10第7項、法第72条の24の11第4項、法第72条の28第4項(法第72条の41の4第1項又は第2項において準用する場合を含む。)、令第24条の2の2第2項、令第24条の2の3第1項、令第24条の2の6第1項、令第24条の2の8第1項、令第27条第1項

不動産取得税の還付金の充当

法第73条の2第8項(法第73条の27第2項(法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の6第3項又は附則第11条の4第2項若しくは第5項において準用する場合を含む。))又は第73条の27の4第5項(法第73条の27の5第2項又は第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、法第73条の2第9項の規定により適用する法第17条の4第1項

県たばこ税の還付金の充当

法第74条の14第3項、法第74条の14第4項の規定により適用する法第17条の4第1項

自動車取得税の還付金の充当

法第125条第7項(法第126条第2項において準用する場合を含む。)、法附則第52条第5項、法第125条第8項の規定により適用する法第17条の4第1項、法附則第52条第6項の規定により適用する法第17条の4第1項

軽油引取税の還付金の充当

法第144条の30第2項

自動車税の還付金の充当

法附則第54条第5項、法附則第54条第6項の規定により適用する法第17条の4第1項

上記の還付金以外の還付金の充当

法第17条の2第1項、法第17条の4

第5号様式 (その9) (第3条関係)
(第1片)

香川県													
口座番号													
加入者名													
特別徴収義務者番号													
法人番号													
支払金額 01 十億千百十 万円千百十 円													
納税額 02													
延滞金 03													
合計 04													
上記のとおり納入(通知)します。(納入者は、ゆうちょ銀行又は郵便局等) 県民税利子割特別徴収額計算書 (納入済通知書は、香川県保管)													
種類 01 特定公社債以外の公社債の利息 09 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益													
02 銀行預金利息 19 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益													
区分 支払額 税額													
課税 11 十億千百十 万円千百十 円 億千百十 万円千百十 円													
非課税 非居住者 12													
その他 13													
計 14													
摘要													
領収日付印													

(第2片)

香川県													
口座番号													
加入者名													
特別徴収義務者番号													
法人番号													
支払金額 01 十億千百十 万円千百十 円													
納税額 02													
延滞金 03													
合計 04													
上記のとおり領収しました。(納入者保管) 県民税利子割特別徴収額計算書													
種類 01 特定公社債以外の公社債の利息 09 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益													
02 銀行預金利息 19 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益													
区分 支払額 税額													
課税 11 十億千百十 万円千百十 円 億千百十 万円千百十 円													
非課税 非居住者 12													
その他 13													
計 14													
摘要													
領収日付印													

第5号様式 (その9) (第3条関係)
(第1片)

香川県													
口座番号													
加入者名													
特別徴収義務者番号													
法人番号													
支払金額 01 十億千百十 万円千百十 円													
納税額 02													
延滞金 03													
合計 04													
上記のとおり納入(通知)します。(納入者は、ゆうちょ銀行又は郵便局等) 県民税利子割特別徴収額計算書 (納入済通知書は、香川県保管)													
種類 01 公社債利息 10 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益													
02 銀行預金利息 20 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益													
区分 支払額 税額													
課税 11 十億千百十 万円千百十 円 億千百十 万円千百十 円													
非課税 非居住者・外国人等 12													
その他 13													
計 14													
摘要													
領収日付印													

(第2片)

香川県													
口座番号													
加入者名													
特別徴収義務者番号													
法人番号													
支払金額 01 十億千百十 万円千百十 円													
納税額 02													
延滞金 03													
合計 04													
上記のとおり領収しました。(納入者保管) 県民税利子割特別徴収額計算書													
種類 01 公社債利息 10 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益													
02 銀行預金利息 20 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益													
区分 支払額 税額													
課税 11 十億千百十 万円千百十 円 億千百十 万円千百十 円													
非課税 非居住者・外国人等 12													
その他 13													
計 14													
摘要													
領収日付印													

第19号様式の3 (第5条の3関係)

相続人代表者指定 (変更) 届出書					
					年 月 日
香川県県税事務所長 殿					
被相続人					
相続人					
地方税法第9条の2第1項の規定により、下記の者を相続人の代表者に指定 (変更) しましたので、届け出ます。				氏 名	印
相続人の代表者		氏 名	個人番号		
		住 (居) 所			
被 相 続 人		氏 名			
		死亡時の住 (居) 所			
		死亡年月日			
相 続 人	氏 名	個人番号	住 (居) 所	被相続人との続柄	法第9条第2項に規定する相続分
備 考					

第19号様式の3 (第5条の3関係)

相続人代表者指定 (変更) 届出書					
					年 月 日
香川県県税事務所長 殿					
被相続人					
相続人					
地方税法第9条の2第1項の規定により、下記の者を相続人の代表者に指定 (変更) しましたので、届け出ます。				氏 名	印
相続人の代表者		氏 名			
		住 (居) 所			
被 相 続 人		氏 名			
		死亡時の住 (居) 所			
		死亡年月日			
相 続 人	氏 名	住 (居) 所	被相続人との続柄	法第9条第2項に規定する相続分	
備 考					

第38号様式（その3）（第8条関係）

年度		県民税配当割更正・決定通知書			
支払年月	年 月	徴収番号	種別		
特別徴収義務者	所在地				
義務者	名称				
本 税	区 分	課税標準額	税 率	税 額	
	更正（再更正・決定）額①	円		円	
	申告（更正・決定）額②	円		円	
	差 額	① - ②		③ 円	
加 算 金	区 分	不足・増加税額	率	金 額	
	過少申告加算金	円		円	
	不申告加算金	円		円	
	重 加 算 金	円		円	
計		④		円	
本税及び加算金の納付(入)金額③+④		円	指 定 納 期 限	年 月 日	
指定納期限までの延滞金額		円	納付(入)場 所	納付(入)書裏面のとおり	
更正・決定の理由					
上記のとおり更正・決定したので通知します。 年 月 日					
特別徴収義務者の名称 様 香川県県税事務所長 図					
注意					
1 税金、加算金及び延滞金は、同時に納めてください。 なお、延滞金の計算方法は、納付(入)書の裏面に記載してあります。					
2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。 この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。					

第38号様式（その3）（第8条関係）

年度		県民税配当割更正・決定通知書			
支払年月	年 月	徴収番号	種別		
特別徴収義務者番号			種 別		
特別徴収義務者	所在地				
義務者	名称				
本 税	区 分	課税標準額	税 率	税 額	
	更正（再更正・決定）額①	円		円	
	申告（更正・決定）額②	円		円	
	差 額	① - ②		③ 円	
加 算 金	区 分	不足・増加税額	率	金 額	
	過少申告加算金	円		円	
	不申告加算金	円		円	
	重 加 算 金	円		円	
計		④		円	
本税及び加算金の納付(入)金額③+④		円	指 定 納 期 限	年 月 日	
指定納期限までの延滞金額		円	納付(入)場 所	納付(入)書裏面のとおり	
更正・決定の理由					
上記のとおり更正・決定したので通知します。 年 月 日					
特別徴収義務者の名称 様 香川県県税事務所長 図					
注意					
1 税金、加算金及び延滞金は、同時に納めてください。 なお、延滞金の計算方法は、納付(入)書の裏面に記載してあります。					
2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。 この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。					

第38号様式（その4）（第8条関係）

年度		県民税株式等譲渡所得割更正・決定通知書			
支払年月	年 月	徴収番号		種別	
特別徴収義務者	所在地				
義務者	名称				
本 税	区 分	課税標準額	税率	税 額	
	更正（再更正・決定）額①	円		円	
	申告（更正・決定）額②	円		円	
	差 額 ① - ② ③		円		
加 算 金	区 分	不足・増加税額	率	金 額	
	過少申告加算金	円		円	
	不申告加算金	円		円	
	重 加 算 金	円		円	
計 ④		円			
本税及び加算金の納付(入)金額③+④		円	指 定 納 期 限	年 月 日	
指定納期限までの延滞金額		円	納付(入) 場 所	納付(入)書裏面のとおり	
更正・決定の理由					
上記のとおり更正・決定したので通知します。 年 月 日					
特別徴収義務者の名称 様 香川県県税事務所長 印					
注意					
1 税金、加算金及び延滞金は、同時に納めてください。 なお、延滞金の計算方法は、納付（入）書の裏面に記載してあります。					
2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。 この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。					

第38号様式（その4）（第8条関係）

年度		県民税株式等譲渡所得割更正・決定通知書			
	支払年月	年 月	徴収番号		
特別徴収義務者番号	種 別				
特別徴収義務者	所在地				
義務者	名称				
本 税	区 分	課税標準額	税率	税 額	
	更正（再更正・決定）額①	円		円	
	申告（更正・決定）額②	円		円	
	差 額 ① - ② ③		円		
加 算 金	区 分	不足・増加税額	率	金 額	
	過少申告加算金	円		円	
	不申告加算金	円		円	
	重 加 算 金	円		円	
計 ④		円			
本税及び加算金の納付(入)金額③+④		円	指 定 納 期 限	年 月 日	
指定納期限までの延滞金額		円	納付(入) 場 所	納付(入)書裏面のとおり	
更正・決定の理由					
上記のとおり更正・決定したので通知します。 年 月 日					
特別徴収義務者の名称 様 香川県県税事務所長 印					
注意					
1 税金、加算金及び延滞金は、同時に納めてください。 なお、延滞金の計算方法は、納付（入）書の裏面に記載してあります。					
2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。 この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。					

第60号様式の2 (第20条の2 関係)

法人税に係る確定申告書の提出期限の通知書								
法人番号	法人名	本店又は主たる事務所等の所在地	適用事業年度	確定申告書の提出期限の延長等				
				承認	変更		取消し	取りやめ
					変更後	変更前		
			自 以後	月間	月間	月間		
			自 以後					
			自 以後					
			自 以後					
			自 以後					
			自 以後					
			自 以後					
			自 以後					

上記のとおり地方税法第53条第41項の規定により通知します。

年 月 日

香川県県税事務所長 印

市町長 殿

備考 連結法人にあっては、「適用事業年度」とあるのは、「適用連結事業年度」とする。

第60号様式の2 (第20条の2 関係)

法人税に係る確定申告書の提出期限の通知書							
法人名	本店又は主たる事務所等の所在地	適用事業年度	確定申告書の提出期限の延長等				
			承認	変更		取消し	取りやめ
				変更後	変更前		
			自 以後	月間	月間	月間	
			自 以後				
			自 以後				
			自 以後				
			自 以後				
			自 以後				
			自 以後				
			自 以後				

上記のとおり地方税法第53条第47項の規定により通知します。

年 月 日

香川県県税事務所長 印

市町長 殿

備考 連結法人にあっては、「適用事業年度」とあるのは、「適用連結事業年度」とする。

第61号様式 (第21条関係)

更正又は決定に係る法人税額等の通知書

年 月 日

市町長 殿

香川県県税事務所長 印

このことについて、次のとおり通知します。

県税徴収番号 法人名 主たる事務所又は事業所の所在地	法人番号	事業年度 税務官署処理年月日 税務官署処理区分	課税標準となる法人税額 分割基準の総数 分割都道府県数	法人税割額か ら除外すべき 外国税額の総額	補正後の 従業者数の 総 数	備 考
			千 円 人 都道府県 都道府県 市町村民税分	円	人	
			千 円 人 都道府県 都道府県 市町村民税分	円	人	
			千 円 人 都道府県 都道府県 市町村民税分	円	人	
			千 円 人 都道府県 都道府県 市町村民税分	円	人	
			千 円 人 都道府県 都道府県 市町村民税分	円	人	
			千 円 人 都道府県 都道府県 市町村民税分	円	人	
			千 円 人 都道府県 都道府県 市町村民税分	円	人	
			千 円 人 都道府県 都道府県 市町村民税分	円	人	
			千 円 人 都道府県 都道府県 市町村民税分	円	人	
			千 円 人 都道府県 都道府県 市町村民税分	円	人	

第61号様式 (第21条関係)

更正又は決定に係る法人税額等の通知書

年 月 日

市町長 殿

香川県県税事務所長 印

次のとおり地方税法第63条第4項の規定により通知します。

法 人 名			
主たる事務所又は 事業所の所在地			
事 業 年 度	年 月 日から 年 月 日まで		
税務官署処理年月日	年 月 日	税務官署 処理区分	
課税標準となる法人税額 又は個別帰属法人税額	円	分割基準 の総数	人
備 考	徴収番号		
法 人 名			
主たる事務所又は 事業所の所在地			
事 業 年 度	年 月 日から 年 月 日まで		
税務官署処理年月日	年 月 日	税務官署 処理区分	
課税標準となる法人税額 又は個別帰属法人税額	円	分割基準 の総数	人
備 考	徴収番号		
法 人 名			
主たる事務所又は 事業所の所在地			
事 業 年 度	年 月 日から 年 月 日まで		
税務官署処理年月日	年 月 日	税務官署 処理区分	
課税標準となる法人税額 又は個別帰属法人税額	円	分割基準 の総数	人
備 考	徴収番号		

備考 連結法人にあっては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」とする。

附 則

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 平成28年1月1日前に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第2条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第14号に規定する利子等に係る県民税の利子割の納入金については、改正後の第5号様式（その9）の規定にかかわらず、なお従前の例による。